

# 議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 29 年 9 月 5 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 29 年 9 月 5 日 (火) 午前 9 時

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	欠
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
4	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	出
6	橋 本 修 二	欠	田手	山 崎 茂 人	欠
7	古 川 義 國	欠	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	欠
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	副課長 梅野 和子
	係員 田中 貴章

5. 議事録署名委員の指名 10 番 中島 弘美 委員 11 番 原武 学 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 3 号議案	農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件	1 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 29 年度 第 6 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	3 件
第 5 号議案	農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る 意見聴取案件	1 件
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	1 件
第 2 号報告	農地法第 3 条第 6 項の規程に基づく利用状況報告	1 件
第 3 号報告	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 7 号の規程に 基づく利用状況報告	1 件

[開会 午前9時]

- **事務局（梅野）** 皆さんおはようございます。今日は、事務局長が議会で農業委員会総会に出席することができませんので、私が、審議の説明をさせていただきます。
- 只今より平成29年9月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。今月で、農業委員・農地利用最適化推進委員さんの任期も半分がすぎ、残りも1年半ということのでがんばってまいりたいと思います。それから、天気つづきで、水不足が心配されている状況です。私たちの所は、山手の方で水不足で、ため池かがりで、1週間に1回ぐらいしかかからないということで、昨日から今日の雨が嬉しい状況です。
- **事務局（梅野）** それでは本日の出席委員ですが、11名中名9名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は5名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。  
3番 高尾 洋子 委員、5番 大澤 泰久 委員、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3番の議題に入ります。

第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	4件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	2件
第3号議案	農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成29年度 第6号農用地利用集積計画(案)の決定案件	3件
第5号議案	農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る 意見聴取案件	1件
第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	1件
第2号報告	農地法第3条第6項の規程に基づく利用状況報告	1件
第3号報告	農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号の規程に 基づく利用状況報告	1件

以上を議題と致します。それでは早速、第1号議案に入ります。農地法第3条の規定に

基づく許可申請案件について説明を求めます。

- **事務局（梅野）** 1ページをごらんください。

第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件について説明します。  
整理番号 3-1 を朗読。

申請地は、農地法第3条第2項各号及び第3項各号の判断については、別添農地法第3条調査書各号に該当しないと判断され第2項第7号の地域調和についても、不耕作で、譲受人が権利取得後、野菜の栽培を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保には支障は生じないものと考えられます。位置図3ページ、字図4ページに記載されています。以上説明は終わります。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。〇〇さんは、〇〇から〇〇の方に昭和25年頃来られています。現地は、荒れている状況で、今回購入される方が耕作されるということで、隣は、〇〇さんの息子さんが、買われて家を建てられます。息子さんといっしょに耕作されるということです。

〇〇委員さん何か聞かれていますか。

- **〇〇番（〇〇委員）** 何も聞いていません。

- **議長** この案件に、質疑等ありませんか。特に質問もないようです。この案件に賛成の方挙手をお願いします。全員挙手です。申請どおり承認致したいと思います。

- **議長** 続きまして、整理番号 3-2 について説明を求めます。

- **事務局（梅野）** 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件について説明します。  
整理番号 3-2 を朗読。

申請地は、農地法第3条第2項各号及び第3項各号の判断については、別添農地法第3条調査書各号に該当しないと判断され第2項第7号の地域調和についても、米、麦、大豆、の栽培が行われておりましたが、譲受人も権利取得後、同様栽培を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保には支障は生じないものと考えられます。位置図7ページ、字図8ページに記載されています。〇〇号線を下られて、〇〇の交差点から東に左折し、〇〇の公民館の1件家屋はさんでの農地となります。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員さんの説明をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 〇〇さんとお話をしてきまして、〇〇市の方で、地元の〇〇の生産組合長さんが、地元の方で、だいぶん検討されたのですが、相手が見つからなかったということで、3-3の方にも出ていますが3-3は地元の方が購入されますが、〇〇共乾、集落営農に加入されてないので、離脱等の話も〇〇さんに伝えてきました。負債整理で、〇〇に対しての負債のみを完済するのではなく、次の人に渡すときに、離脱金とか、農地を売り渡す折には、耕作できるような状態で、今はかなり草が生えて今すぐには、耕作できない状況になりつつある。そこら辺は、〇〇に話して来ました。地元は特別問題ないかと思えます。
- **議長** 地元委員さんの説明は終わりました。他に質問はありませんか。特に質問もないようです。この案件に賛成の方挙手をお願いします。全員挙手です。申請どおり承認致したいと思います。
- **議長** 続きまして、整理番号 3-3 について説明を求めます。
- **事務局長（梅野）** 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件について説明します。整理番号 3-3 を朗読。

申請地は、農地法第3条第2項各号及び第3項各号の判断については、別添農地法第3条調査書各号に該当しないと判断され第2項第7号の地域調和についても、米、麦、大豆、の栽培が行われておりましたが、譲受人も権利取得後、同様栽培を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保には支障は生じないものと考えられます。位置図 11 ページ、字図 12 ページに記載されています。3-2 の南で〇〇の西側になります。
- **議長** 事務局の説明は終わりました。
- **〇〇番（〇〇委員）** これも、3-2 と同様に〇〇さんに所有権の移転が終わりましたら、共乾、集落営農の話合をしてくださいと言うことは伝えてあります。問題はないかと思えます。
- **議長** 〇〇ですか、〇〇ですか、関係の駐車場が足りないという話を聞いていますが、購入後3年三作は耕作していただくようお願いします。3年間は転用できないということとは話をしておいていただきたい。

- ○○番（○○委員）わかりました。
- 議長 できれば購入後、転用しないで、耕作していただきたい。何か他に質問ないでしょうか。特に質問もないようです。この案件に賛成の方挙手をお願いします。全員挙手です。申請どおり承認致したいと思います。
- 議長 続きまして、整理番号 3-4 について説明を求めます。
- 事務局長（梅野） 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件について説明します。整理番号 3-4 を朗読。

申請地は、農地法第3条第2項各号及び第3項各号の判断については、別添農地法第3条調査書各号に該当しないと判断され第2項第7号の地域調和についても、米、麦、大豆、の栽培が行われていたが、譲受人も権利取得後、同様栽培を行う計画であることから、本件は経営移譲年金関係で、親から子への経営移譲の更新になりますので、利用の確保には支障は生じないものと考えられます。字図 15, 16 ページに記載されています。
- 議長 はい、事務局の説明が終わりました。地元委員さんお願いします。
- ○○番（○○委員） 息子さんの○○さんは、よくライスセンターでも作業もがんばっておられ、田植え等も非常にがんばられており、農業の後継者で間違いありません。
- 議長 農業者年金関係で、再設定です。年金が切られないようこういった形がでけるとと思います。使用貸借権の設定ということでよろしいですか。この案件に賛成の方挙手をお願いします。全員挙手です。申請どおり承認致したいと思います。
- 議長 続きまして、整理番号 5-1 について説明を求めます。
- 事務局（梅野） 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件について説明します。整理番号 5-1 を朗読。

位置図は、19 ページで平成 29 年 3 月 24 日に転用許可済みの西側の農地になります。農振農用地区域外、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっております。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的である資材置き場の候補地選定の結果、他の土

地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。  
説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 場所は問題ないですが、出入する通路について、十分いいましたが、出入の通路には、地元の住民の方に迷惑をかけているということを聞きます。私の判断で、どうしよもないということで、皆様の判断をよろしくお願ひします。
- **議長** はい、地元委員の説明は終わりました。3月の委員会の時にも、ここの通路が狭いという話があって、〇〇の話も流れておりましたが、直接〇〇として拡幅することはないと言う話で、現状のままで、このまま利用するという話で、前回通しているので、今回は通さないという理由はないので、〇〇さんには、できるだけ迷惑をかけるないようにと、くぼみができたら埋めるようにということを付けて指導しなければならぬかと思ひます。
- **事務局（梅野）** 里道の幅が2m位で、個人さんの持ち分が西の方に0.2mぐらい広げられており、申請者に確認して4トン以上は通らないので、2トンのトラックに積み替えて入るようにはすると言っておられました。
- **〇〇番（〇〇委員）** 里道は1.8mで、本人さんも知っておられます。
- **事務局（梅野）** 字図ではかりましたら2mありましたが。
- **〇〇番（〇〇委員）** 1.8mです。
- **〇〇番（〇〇委員）** 1トン車が1.7mです。今回は何も言いませんでした。  
私が、入り口の所に土地をもっているんですよ、何か物を置こうかなと思ひます。そうすると大人げないので、我慢しています。
- **〇〇番（〇〇委員）** 今の状況と、くぼみとかある状況を観察しながら現況復旧。
- **議長** 管理そのものは、〇〇です。
- **事務局（梅野）** 以前平成29年3月に許可がでていたところも、私道等が破損した場合については、責任を持って対応しますという同意をとってなかったなので、同意を取ってあればよかったと思ひます。

- ○○番（○○委員） ○○区長名で、2トン車以上は、ご遠慮くださいの立札を立てていた。隣接する道路（私道）について同意を取ってくださいといったら、「区長さんが同意しているので、取る必要はなか」と申請者から言われました。
- ○○番（○○委員） 農業委員としてはよいが、私個人としてみれば、反対ですけど。そこらへんは竹藪であれているので、買い占めていかれるのかなと思います。
- ○○番（○○委員） 許可後から里道の変化は。
- ○○番（○○委員） 回るところがないので、そこにくぼちを作ったとか、回りきれないから。
- ○○番（○○委員） 許可後から里道の変化があったと、前回の許可を下ろすときも、この里道の話はでてきたと思いますが、その時はそういうことがないように言っていると思いますが。それが、守られてないので、許可はださないとまではできないだろうが、そこらへんで考えられることはないか。地元の農業委員さんが反対されてれば。
- ○○番（○○委員） 私個人の意見であって。かなり厳しいです。
- 事務局（梅野） 3月の許可の時に、区長の意見として破損した場合は責任もって対応するというを一筆いれていたほうがよかったと思います。  
 今回の申請分で、里道が破損した場合は申請者が責任もって対応するという同意書をとるという意見がでましたので、同意書を提出してくださいと申請者から農業委員会に提出してもらおう。
- 議長 そういった形でしか許可できない。  
 区長さん達は同意をしておられるので、農業委員会に、里道が破損した場合は申請者が責任もって対応するという同意書を提出してもらおう。この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。県の方に農業委員会の意見を附して進達します。
- 議長 続きまして、整理番号 5-2 について説明を求めます。
- 事務局（梅野） 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件について説明します。  
 整理番号 5-2 を朗読。  
 申請位置図、字図、土地利用計画図等については24、25、26、27、28、29ページに記載しております。

農振農用地区域外、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっております。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的である一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地は、旧東脊振〇〇と旧三田川の〇〇の境界境の所になります。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。先ほど、畑として〇〇さんが購入される  
ところの南側で、〇〇さんの宅地があった横です。そこを 156 m<sup>2</sup>購入して一般住宅を  
建設されます。もとの〇〇さんのところは駐車場になるようです。質問ございません  
でしょうか。あれば、私ができる範囲で回答します。この案件に賛成の方、挙手をお  
願い致します。はい、全員挙手です。県の方に農業委員会の意見を附して進達します。
- **議長** 続きまして、第3号議案 農地転用許可後の事業計画変更申請についての説明  
をお願いします。
- **事務局（梅野）** 変更-1 説明朗読。  
申請地につきましては、〇〇の道路挟んで西側になります。  
2区画が1区画になったということで、9区画から8区画への変更です。説明を終わ  
ります。
- **議長** 事務局の説明は終わりました。何か質問ありませんか。この案件に賛成の方、  
挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。県の方に農業委員会の意見を附して進  
達します。
- **議長** 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。
- **事務局（梅野）** 第4号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）につ  
いて説明します。案件としましては、新規が0件で、再設定が3件となっております。  
田が9筆で11,981 m<sup>2</sup>となっております。  
次に37ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回ま  
での累計面積4,434,351.37 m<sup>2</sup>、今回解約面積18,875 m<sup>2</sup>、今回計画といたしまして  
11,981 m<sup>2</sup>、現在の合計4,427,457.37 m<sup>2</sup>となっております。農用地利用集積計画につ  
いては以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いし

ます。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思いをします。

- **議長** 続きまして、第 5 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件について説明を求めます。

- **事務局（梅野）** 38 ページをごらんください。

第 5 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件について説明いたします。39 ページをお願いします。今回は、〇〇地域及び〇〇地域の農業の振興に関する計画の修正案となっています。

詳細につきましては農林課より説明いたします。

- **農林課** 39 ページからの農業振興地域整備計画変更申請に伴う振興計画に係る意見について朗読。

説明は以上です。

- **議長** 事務局及び農林課の説明が終わりました。何かご質疑等はございませんか。

特にご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。異議等がない旨回答したいと思います。

- **議長** それでは、第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認 合意解約-1 について説明をお願いします。

- **事務局（梅野）** 56 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約-1 を朗読。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。

今回〇〇さんが農地を取得されることからすべての農地を耕作しなければならないことが要件であることから合意解約をされました。

- **議長** 続きまして、第 2 号報告 農地等利用状況報告-1 について説明をお願いします。

- **事務局（梅野）** 57 ページをお願いします。

第2号報告 農地等利用状況報告-1を朗読。

- 議長 続けて第3号報告 農地等利用状況報告-2について説明をお願いします。
- 事務局（梅野）58ページをお願いします。

第3号報告 農地等利用状況報告-2を朗読。

- 議長 私達が見た限りでは、すべて耕作されています。問題ないと考えます。  
皆さんよろしいでしょうか。
- 全農業委員 異議なし。
- 事務局長 それでは、以上で、本日本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前11時30分